

DV 関連予算について

法 務 省

19年度予算案額（18年度予算額）

1 女性に対する暴力の根絶

日本司法支援センターにおける被害者支援の実施

日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者等のために、その支援に精通した弁護士の紹介のほか、犯罪被害者等の援助に関する制度の利用に資する情報などを速やかに提供するとともに、民事法律扶助制度の活用によって、弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減を図る。

配偶者暴力及び児童虐待に関する総合的研究 2百万円（1百万円）

平成18年度に実施する配偶者暴力等の実態調査を踏まえて、諸外国における関連法制度等について実情調査を行い、我が国における新たな施策立案に資するための提言を行う。

2 人権擁護制度

女性の人権ホットラインの充実 5百万円（5百万円）

男女共同参画社会基本法の趣旨に反する施策に対する苦情・人権問題に関する相談に適切に対処するため、平成12年度に全国の法務局・地方法務局に専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置したところであるが、この「女性の人権ホットライン」が一層活用されるように広報を行い、平成18年度にはナビダイヤル化して、その相談体制の充実を図っている。

男女共同参画問題研修実施経費 11百万円（11百万円）

人権擁護委員に対して、男女共同参画社会の理念及び性別による差別的取扱いなどの人権侵害による被害者の相談に適切に対処するために必要な知識の習得を図るため、全国8箇所で開催する。